

令和8・9年度 継続事業

筑前町立地適正化計画策定及び都市計画マスター
プラン改定業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

筑前町 都市計画課

1. 目的

本業務は筑前町の上位計画及び、既往計画との整合性を図りつつ、長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現にむけての方針を示し、住民意向を反映しながら、地域に密着した次期都市計画マスタープランを改定する。

また、持続可能な都市づくりを推進するために、平成 26 年に改正都市再生特別措置法が施行され、目指すべきまちづくりの方向性として都市機能や居住機能を集約し、複数の拠点を公共交通でつなぐ「ネットワーク型コンパクトシティ」を推進する立地適正化計画が創設されている。近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に新たに防災指針の策定が義務付けられ、防災・減災対策へのさらなる取組が重要となっている。

本業務は、このような現状を鑑み、住宅や医療・福祉施設、商業施設といった居住者の生活に必要な施設の立地適正化に関する基本的な方針や、それを実現するための誘導施策等を定め、本町のネットワーク型コンパクトシティをより一層推進し、持続可能な新たな都市ビジョンを構築するものである。

2. 業務概要

- (1)業務名 筑前町立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務
- (2)業務内容 「筑前町立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務特記仕様書」のとおり
- (3)委託期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで
- (4)予算限度額 ¥ 28,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※提案価格(参考見積)が予算限度額を超える場合は失格とする。
- (5)選定方法 公募型プロポーザル方式とし、書類及びプレゼンテーション審査ならびにヒアリングにより優先交渉権者を決定する。
- (6)契約方法 国補助金交付決定後、決定した優先交渉権者と随意契約とする。

3. 契約までの日程

選定に係る日程は、次のとおりとする。ただし、日程はいずれも予定とし、状況により前後する可能性があるものとする。

項目	日時
公募要領の告示	令和 8 年 3 月 19 日（木）
参加表明書(様式第 1 号)の提出期限	令和 8 年 4 月 3 日（金）17 時まで
選定通知書及び提案要請書の送付	令和 8 年 4 月 7 日（火）
仕様に関する質問受付期間	令和 8 年 4 月 10 日（金）17 時まで
質問回答日	令和 8 年 4 月 14 日（火）

提案書の提出期限	令和8年5月12日(火)17時(都市計画課必着)
プレゼンテーション参加通知	令和8年5月14日(木)
プレゼンテーションの開催	令和8年5月下旬
優先交渉権者の決定・審査結果の公表	決定後、筑前町HPにて公表する
契約の締結	令和8年6月予定

4. 事務担当部署

筑前町 都市計画課 都市計画係

住所 〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

電話番号 0946-42-6641 (直通)

FAX 番号 0946-42-2011

E-mail toshikei@town.chikuzen.lg.jp

担当者 堤

5. 参加表明書の提出

本業務に係るプロポーザルに参加意思がある場合は、以下のとおり参加表明書及び暴排条例に係る誓約書を提出すること。

- (1)提出様式 参加表明書(様式第1号)
- (2)提出期限 令和8年4月3日(金)17時まで(必着)
- (3)提出場所 筑前町都市計画課
- (4)提出方法 持参又は郵送により提出すること
- (5)提出部数 1部
- (6)参加表明書の内容

①暴排条例に係る誓約書(様式第1号-1)

②会社概要(様式第1号-2)

- ・法人の名称、所在地、代表者の氏名、企画提案担当者の所属・役職・氏名・連絡先、取得している各種登録について記載すること。
- ・過去5年間(令和3年度以降)における本業務と同種業務の実績を具体的に記載すること。
また、業務の実績を証する書類として、契約書の鑑及び業務内容が分かる特記仕様書等を添付すること。
- ・同種業務の定義は、以下のとおりとする。

同種業務：都市計画マスタープランの策定又は改定に係る業務

立地適正化計画策定業務

③配置予定の管理技術者及び照査技術者(様式第1号-3)

- ・本業務に配置を予定する管理技術者及び照査技術者を指定し、その資格、経歴等を具体的に

記載すること。

6. 質問書の提出

仕様に関する質問は、趣旨及び内容を記載の上、電子メールにて提出することとし、提出した旨を電話にて事務局へ連絡すること。なお、質問内容及び回答については、事務局から参加者全員に電子メールにて回答する。

- (1)提出様式 質問書(様式第2号)
- (2)提出期限 令和8年4月10日(金)17時まで
- (3)提出方法 電子メール：toshikei@town.chikuzen.lg.jp

7. 提案書の提出

本業務に係る提案書の提出は、以下のとおりとする。

- (1)提出期限 令和8年5月12日(火)17時(必着)
- (2)提出部数 6部(内、押印した正本を1部、押印の無い副本を5部とする)
- (3)提出場所 筑前町都市計画課
- (4)提出方法 持参又は郵送により提出すること
- (5)提案書の内容

①企画提案書の各提案事項(様式第3号)

- ・本業務における提案の全体像(実施方針、実施体制、実施フロー及び工程表)は、A4サイズ2枚、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。
- ・次の4つの特定テーマは、1テーマにつきA4用紙2枚を上限とし、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。

テーマ1:「都市計画基本図修正・3D都市モデルの作成」

テーマ2:「ユースケース開発;災害リスクの可視化」

テーマ3:「ユースケース開発;都市計画・まちづくり検討資料の作成」

テーマ4:「3D都市モデルの公開方法及び庁内利用について」

⑤提案価格見積書(任意様式)

- ・見積書の内訳表は令和8年度及び令和9年度に要する費用を分類するとともに立地適正化計画の策定に係る費用、都市計画マスタープランの改定に係る費用が分かる形式で提出すること。

8. 審査方法

(1)書類審査

事務局において企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション参加事業者を選定し通知する。プレゼンテーション参加事業者数は最大3者とする。

(2)プレゼンテーション審査

筑前町が設置する「筑前町立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務事業者選

定審査会（以下「審査会」という。）において提案書類、プレゼンテーションの内容を次のとおり審査し、選定する。なお、審査の詳細については、審査会で決定する。

- ①プレゼンテーションは20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度行うものとする。
- ②参加人数は各事業者4名以内とする。
- ③プレゼンテーション及び質疑応答時の発言については、提案と同等の取扱いとする。
- ④プレゼンテーションは提案書の内容を逸脱しないこと、また、追加資料は認めない。
- ⑤プレゼンテーションに必要な資機材は各事業者で準備すること。

9. 優先交渉権者の選定

(1)優先交渉権者の選定方法

審査委員により提案内容の評価を行い、最も評価点が高かった者を優先交渉権者とする。また、次に評価点が高かった者を次点者とする。

(2)結果の通知・公表

選定結果は、次のとおり筑前町ホームページに掲載するとともに、各事業者へ通知を郵送する。

- ・優先交渉権者及び次点者：提案者名及び評価点
- ・上記以外の者：評価点

なお、選定結果に対する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、プロポーザルの採点基準、評価点の内訳等に関する問合せは一切受け付けない。

10. 契約方法

(1)契約の締結

- ①優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より改めて見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意の上、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。
- ②前項の交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとする。
- ③本プロポーザルは、国土交通省のコンパクトシティ形成支援事業の活用を前提としており、交付決定後に効力を生じる業務である。従って交付申請が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本提案を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しないものとする。

11. 留意事項

- (1)提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。また、提案された提案書等は返却しない。
- (2)提案書提出後の加除修正は認めない。

- (3)提案書や選定結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本プロポーザル選定期間中は、開示の対象としない。
- (4)本プロポーザルに関連し、知り得た情報については、筑前町の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (5)筑前町は、受領した提案書を本業務の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (6)提案書等の提出後、筑前町の判断により内容の確認、補足資料の提出を求められることがある。
- (7)提案書等の記述が、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8)本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、筑前町ホームページに掲載するものとする。

筑前町立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務 評価基準

《総得点》・・・満点 200 点

《書類審査》・・・満点 45 点

評価項目	評価の着眼点		判断基準	配点	
提出者の経験及び能力	業務実績	同種業務	過去 5 年における同種業務の実績	5	
配置予定技術者の評価	管理技術者	資格要件	技術者資格	5	
		専門技術力	業務実績	5	
	照査技術者	資格要件	技術者資格	5	
		専門技術力	業務実績	5	
	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格	5	
		専門技術力	業務実績	5	
	業務費用	コストの妥当性	見積金額	各社比較による。提示した予算限度額を超えている場合、業務規模と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して不適切だと認めた場合は失格とする	10

《プレゼンテーション審査》・・・満点 155 点

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
実施方針、理解度、工程表、その他	業務理解度	本業務の仕様に基づく目的、条件及び業務内容の理解度が高い場合に評価する	10

	実施方針	同時発注の優位性	10
	業務工程	実現性の高い工程となっているか	10
具体的な業務に係る 提案	立地適正化計画策定 に関する提案	筑前町の現状及び課題が的確に捉えられているか	15
		都市機能誘導区域設定の考え方が明確に示され、かつ、町の課題解決に効果的か	10
		居住誘導区域設定の考え方が明確に示され、かつ、町の課題解決に効果的か	10
		防災指針の考え方が明確に示され、かつ、町の課題解決に効果的か	10
		計画策定後の目標値に対する評価・効果検証の方法が明確に示されているか	10
	都市計画マスタープラン改定に関する提案	筑前町の現状及び課題に即した改定のポイントを提案されているか	15
		全体構想の考え方が明確に示され、かつ、町の課題解決に効果的か	10
		地域別構想の考え方が明確に示され、かつ、町の課題解決に効果的か	10
		実現化方策に対する評価・効果検証の方法が明確に示されているか	10
	プレゼンテーション	説明の分かりやすさ	提案内容が的確であり、聴衆に分かりやすい提案となっているか
コミュニケーション		質疑に対して適切かつ明瞭な回答ができているか	10
取組姿勢		業務に対する熱意があるか	5